

発 江 産 第 251 号
令 和 7 年 3 月 3 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江府町長 白石 祐治

市町村名 (市町村コード)	江府町 (31403)
地域名 (地域内農業集落名)	柿原 (柿原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の主な作物は水稻である。農地は中山間のため傾斜地、不整形地、狭小地が存在し、高齢化と後継者不足が進んでおり耕作放棄地が増えている状況である。また、有害鳥獣(イノシシ)の被害も顕著であり、その対策も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の作物生産については、今後も水稻を中心に生産を続ける見込みである。しかし、今後離農者が出てた場合に高齢化や後継者不足により遊休農地が増加が予想されるため、中山間直接支払制度、多面的機能支払制度を活用し集落の担い手により農地維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

受け手となる担い手が確保された場合は農地集積を検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区内の農地の賃借については農地中間管理事業の活用を基本とし、地権者の意向を確認した上で契約締結を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道水路修繕を行う際には多面的機能支払制度を活用するとともに、新たな基盤整備を行う際には補助事業を活用し実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業普及所や市町村及びJAと連携し、必要なサービスの内容等について検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の農業の効率化が期待できる作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】